

小林市住宅等リフォーム促進事業補助金Q&A

Q. いつまでに申請すれば良いの？

A. 必ず工事着工前に申請してください。着工後の申請は対象外になります。

また、申請から許可がおきるまでに10日ほどかかりますので工事予定日には余裕を持ってお越しください。

Q. 工事は誰に頼んでも良いの？

A. 小林市に本店もしくは主たる事務所がある法人または個人事業主であれば対象になります。ただし、建設業に関わる証明書の提出が必要です。

Q. 補助金はどれくらい出るの？

A. まず、消費税や対象外工事費を抜いた20万円以上の工事が対象になります。その後審査を行い、最終的に補助金の対象となる工事費の10%が指定された口座に振り込まれます。最高限度額は15万円ですので、対象外工事費と消費税を抜いた工事費150万円以上のものに関しては一律15万円の交付です。

例①（工事費が税抜35万円→補助金額3万5千円）

例②（工事費が税抜170万円→補助金額15万円）

Q. 申請書を書き間違えてしまった！

A. 間違えたところに二重線を引き、申請者の訂正印を押してください。修正液は使わないでください。分からない所は一緒に書きますので、空白のまま申請にお越しください。

ただし、金額の訂正は訂正印ではなく申請書の書き直しとなりますのでご注意ください。

Q. 自分が申請したかどうか分からない

A. 商工観光課まで問い合わせください。1回申請されますと次回は10年後に申請可能となります。1つの住宅につき申請できるのは2回までです。

Q. 申請時に申請者が注意することはありますか

A. 申請書にある「申請地住所」は、課税台帳の下または家屋登記事項証明書に記載されている住所です。実際に工事をする住宅がある住所になりますので、住民票の住所と違うことが多くあります。記入される際には一度それぞれの住所をご確認ください。

Q. 申請時に施工主が注意することはありますか

A. 平面図や立面図ともに施工場所の寸法が必要です。見積書は社印または施工主印を押印したものの写しを提出ください。見積書の内容としては、数量に「一式」を表記されずと積算ができなくなりますので下記の記入例の形で提出をお願いします。一式でしか表記できないものに関しては、そのまま一式で表記してください。

記入例（数量・面積・人数など）×（単価）＝（金額）